

JNEP news

Japan Network for Earth Environment and Prevention of Pollution (JNEP)

2018年10月

公害・地球環境問題懇談会

<http://www.jnep.jp/>

有明海と水俣を結ぶ九州現地調査



干拓事業の説明を受ける

目 次

有明海と水俣を結ぶ九州現地調査	
公害の原点を訪ねた3日間.....	2
東京支援連・水俣現調ツアーご参加の皆様へ.....	3
分断されたひとつの島 ― 長島.....	4
被害者がいる限り闘い抜く	
--石木ダム中止実現を目指す院内集会(1)--.....	5
国の意向を忖度する司法がなさない	
-- 諫早湾干拓の「開門」をめぐる --.....	6
JNEP情報	8
伊藤弥栄子さんを悼む.....	9
活動日誌	9
ネモやんの福島便り	10

公害の原点を訪ねた3日間

ミナマタ・有明を結ぶ九州現地調査

公害・地球懇常任幹事 長谷川茂雄



8月末に九州現地調査に参加しました。自分にとって初めて訪れる九州ということと公害の原点に触れた現場での学びの連続で、現場に学ぶことの大切さを改めて実感した3日間でした。調査団は総勢20名。8月24日～26日という3日間の内の2回の昼食は移動のバスの中というタイトなスケジュールで九州を巡ってきました。(1日目・諫早干拓現場～水俣病資料館～(泊)2日目・明水園訪問～チッソ工場を外部から視察～長島町現地調査～(泊)3日目・第36回ミナマタ現地調査in長島総決起集会参加～川内原発視察)

【汚濁水のままの調整池】

諫早湾では今では殆ど漁が出来ないことは報道されていますが、現地を訪ねて干拓地内の調整池という名の汚濁水の現状や干拓地での農業の実態がよく分かりました。これらのことは最近干拓地に入植した農業者の一部も分かり始めてきたようです。裁判における国の言い分を丸ごと鵜呑みにする福岡高裁の判断が如何に実情に合っていないかを、行政側の圧力(干拓地から離農しないという確約書にサインさせられるという事態が進んでいる)も加わり、開門の必要性について農業者も理解が進んでいるとのこと。それにしても、調整池はこんなにも汚れているのか。洪水後の川のような濁った状態は、開門しないと解消しません。

【水俣病資料館】

水俣市立資料館では水俣病の歴史を余すことなくみられますが、何度も訪れたことのある方に言わせると、過激な展示(病状を示す写真など)が数年前に排除(?)されたとのこと。それでも初めての私には新鮮な驚きの連続でした。



(資料館に展示してあった患者の方が1か月で服用する薬の量(千袋以上?))

【明水園、半永一光さんとの出会い】

一光さんとの出会いは他人事ではない感情に襲われました。私より2つ上の彼は母親の胎内にいた時に有機水銀の影響で水俣病になり、生まれてから今日まで病と向き合う人生を歩んできました。時と場所が違えば私や兄姉が同じ運命を背負うことになったのだと思うと、水俣病と共に生きてきた彼の61年の生き様に言葉もありません。訪れた方を和ませるのは彼のひょうきんな性格のたまものでしょうか?以前はカメラ(撮影)が趣味だったのですが、最近ではゲームに熱中していて、「やりすぎ」と職員から叱られるそうです。楽しそうに興味の話をする際の一光さんの笑顔がとてもチャーミングでした。

【水俣病公式認定の方の生家】

明水園と共にもう一つの衝撃の現場は、水俣病公式確認第1号となった田中静子さんと実子(じつこ)さん姉妹の生家です。この辺りから水俣市議の野中重男さんが解説してくれたのですが、病院で亡くなった姉の静子さん(6歳で他界)の遺体を自宅へ運ぶ際には病院に搬送を断わられて、止むを得ずリヤカーに遺体を乗せて公道を通らずに鉄道の敷地内を通り自宅まで帰宅したとのこと(当時は奇病扱いで伝染病とも喧伝されていた)。実子さんは姉の綾子さんからしか食べ物を受け付けず、24時間の家族介護で今も暮らしているとのこと。やりきれない気持ちは今でも心に残っています。

【分断された長島町】

2日目の午後からは、第36回ミナマタ現地調査団に合流して、行政の縦割りのな発想で分断された島(町)の長島町現地調査を行いました。平成の大合併で統合された旧長島町が西側(主に東シナ海に面す)、旧東町(あずまちょう)が東側(主に不知火海に面す)。国は水俣病の認定地域を旧東町のみにしてはいますが、島(町)の方々の暮らしは旧町の境で変わる訳がありません。こんな分断が原因で水俣病認定を求めて西側の方々は裁判で闘っています。このような線引きによる住民の分断と被害を小さく見せるやり方は、今日の福島原発事故対応にも引き継がれており、国の態度(政策)を変える大事さは、水俣でも原発事故でも共通していると思います。

【2日後に再稼働とは】

今回の東京視察団の目玉でもある稼働中の川内原発の視察は今後に多いに役立つのではないかと感じました。私は福島出身であることから実は小学5年生の時に建設中の福島原発を遠くから見る社会科見学で訪れていますが(この時の経験もあり自分も原発神話に浸っていたと3・11の時に猛省しました)、稼働中の原発視察は通常では入れない敷地内の様々な施設を至近に見ることで、驚きもあり納得することも多々ありました。報道では流されない 過酷事故対策らしい敷地内の多くの工事現場も見ることが出来たのは、今回の視察の収穫でもあります。

残念だったのは、川内原発のある川内市には、福島原発事故以前から川内原発に関わり活動している(原発をなくす全国連絡会の一員として)大学時代の親友(現在は川内市議会議員)が居るのですが、公務の関係で現地での活動紹介や住民から見た川内原発の問題点等を聞けなかったことです。



川内原発 奥の円塔が2号炉、手前は福島原発事故後に上部を囲う工事がされたとのこと

【最後に】

昨年までは主に清水瀬さんが参加していた水俣現地調査ですが、今回初めて参加して、終わらない公害の現場として、次回も参加しなければとつくづく思い知らされた3日間でした。

東京支援連・水俣現調ツアーご参加の皆様へ

水俣市市議会議員 野中重男



(左：半永一光さん、右：野中市議)

南九州もお盆が過ぎれば朝夕は涼しくなり、過ごしやすい気候になるのですが、今年は全く違い暑い残暑でした。そんな中遠路、今年もたくさんの方々においでいただきました。本当にありがとうございました。この間いくつかの会議で、今年の現調の特徴について報告する機会がありましたが、東京からさまざまな団体の最高幹部の皆さんが20名を超えてご参加いただいたことを話し、水俣病全国連が連携し熊本を中心に判決を取り突破しなければならないことを明確にする現調であったと話しています。

運動のすぐ近くにおいても、この運動の局面や課題の大切さが、ともすればいつものことととらえてしまっていることが多々あります。そのような中で皆さんのご参加はこの運動をしっかりとらえなおす機会を現地に提示して下さっています。本当にありがたいことです。

さて、半永一光さんに再会する企画をご提案頂きありがとうございました。彼は水俣病が許されないこと、自分は被害者であること、そしてまだ水俣病が終わってなく救われていない人たちがまだたくさんいることなどを知っています。

彼は、生まれてすぐ母親とは離れて、主に祖父母に育てられています。そして5-6歳のころからはリハビリ病院に入り、昭和47年ころ明水園に入っています。10歳を超えるころから小学校1年生の頃学習する自分の名前を読み、書く練習をしています。また、石牟礼さんの「苦海浄土」の中で空太郎少年として紹介され、多くの人たちと接する機会が出てきて、皆さんをはじめ訪ねてくれる水俣病運動に携わっている人たちとの交流の中で情報と知識を得て社会性を身に付けています。

石川さゆりコンサート(2回目)の成功は、半永さんをはじめとして胎児性患者の方々の周りには多くのボランティアの人たちがいて、支えてくれていることを示した一例と思います。

ボランティアの一人一人が役割分担を決め、一生懸命動いてくれていることを私も見て、うれしくなり涙が出てきました。

また、石川さゆりさんが日程を調整し、患者の思いに応えようと心遣いしてくださったことも2回の講演の大成功につながりました。患者さんたちは自分たちもできた、できると言う社会参加を実感したのではないのでしょうか。この例にみられるように彼も外に出て、自分の目で見て、感じて、聴いて、話して社会参加をしたいと思っています。東京訴訟のころ東京に来れないかという話がありました。この時、彼の了解は取っていたのですが、ご生存だったお父さんから許可が取れませんでした。このことを彼に話したら悔しそうに顔をしかめていました。

今回、皆さんが明水園に会いに来てくださったことで、彼の世界は外に広がったと私は思います。そして水俣病を闘って下っている方々がいることを彼が知ったことで、彼の社会参加がさらに広がったと僕は思います。

水俣病は私の一生の課題です。「これらからも闘い続けよ」と激励も頂きました。ありがたいことです。来年もお会いできることを楽しみにしています。暑いのに、大きな費用の負担をして来ていただいています。皆さんに心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

分断されたひとつの島 -- 長島

東京民医連事務局 松本宣行

水俣病東京支援連絡会による九州現地調査に参加させてもらった。

諫早湾の干拓事業を見学する機会があったが、海をふたつに分けた排水門の上から望む諫早湾は東西で色が違う異様なものだった。

25日午前中に水俣病患者が暮らす明水園にて、胎児性水俣病患者の半永一光さんと交流ができた。半永さんは石牟礼道子さんが著した『苦海浄土』の空太郎のモデルとなった方だが、撮りたくなる笑顔の持ち主だった。

25日午後から長島町の現地調査に参加させてもらった。長島町は市町村合併でひとつの町になったが、かつては八代海に面する東側の東町、東シナ海に面する西側の長島町のふたつの町からなる島だった。

2009年施行の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下「特措法」という)では、旧東町は救済対象地域になったが、旧長島町は対象外地域とされた。旧東町側で釣った魚を食べた方は救済対象の「該当」、旧長島町側で釣った魚を食べた方は「非該当」とされたようなものだ。

特措法はひとつの島を分断した。それほど大きくはない浦底港に立てば、特措法の対象地域設定が、どれほど理不尽なものか一目瞭然だった。

26日に鹿児島県出水市で全体会が開かれ、神経内科リハビリテーション協立クリニックの高岡滋院長が、旧長島町地域で水俣病特有の症状がある住民が一定数確認された、とする調査結果を報告した。



長島町の地図。左側の薄い部分は認定外地域

国が発症レベルを超える濃度のメチル水銀が確認されなくなったとする、1968年以前に生まれた住民59人の感覚障害の有無を調べたところ、27人に手足などに触覚・痛覚両方の障害が確認されたという。

特措法の救済措置で「非該当」と判定されるなどした患者の裁判は、現在も続いている。チッソも国も当たり前にするべきことをしてこなかった。水俣病は公式確認から62年経ったが、水俣病で苦しむ方がいる限り、水俣病は終わらないのだ。

馬奈木昭雄弁護士講演

被害者がいる限り闘い抜く

—石木ダム中止実現を目指す院内集会(1)— (2018年7月18日)



皆さん、こんにちは、

私どもが長崎地裁の石木ダム訴訟で勝ったという報告をしたかったのですが、残念ながら負けました。ただ、裁判の勝ち負けがどういう意味を持つのかを改めて考える必要があります。裁判に勝って、水戸黄門の葵のご紋章をかざす、勝訴判決を振りかざして、さあ平伏するか、どうだといっても、彼等(官僚たち)は平伏しません。水俣病や諫早干拓事業の訴訟の経験からはっきり言えることです。裁判に勝てばどうにかなるのか、そんな幻想を持つてはいけません。そんなことで自信をもっても仕方ありませんが、どうにかなったことは一度もありません。どうにもなりませんということを、闘いの最初から分かっていることだと、はっきり申し上げたい。

事業認定、強制収用になる、弁護団をつくってこの問題に取り組んで欲しい。正直言って裁判でどうにかなるものでないので、弁護士をお引き受けすることを私は逃げ回っていました。そうした中で、川原(こうばる)地区の13世帯の皆さんの闘いを少し学ばせて頂いた。住民の皆さん方は最初からそんな幻想を思ってもおられませんでした。

長崎県の石木ダムと同じく、諫早湾干拓事業も50年です。事業目的がころころと次から次へと変わります。最初は米作りをする、今は米は作っちゃいかんという、最後はとうとう防災だという。農水省は土地改良事業をするお役所ですよ。いつから防災事業をやるようになったのか。国交省はかんかんになって怒って、それはこっちがやる仕事でしょうと。

私はかつてじん肺の裁判に関わりました。最高裁で初めて、国は規制権限を行使する責任を負っているのだという判決を勝ち取りました。一審では敗訴しましたが上京し、今日と同じような院内集会で弁護団長として報告をしました。その時私は正直泣きました。「あらためて私たちの闘いは自分自身との闘いなんだ。誰か第三者(とりわけ裁判所)の力をあてにしてはならない。第三者が助けてくれるなんて絶対に思わない」ということを院内集会で申し上げました。それ以来、私はこの決意を持ち続けてきました。そして石木ダムの13世帯の人たちは正にその立場で闘っている。今日は勝利判決だったら解決したのか、そうだったら事業は止まったか。

たとえば水俣病の裁判、私は弁護士なりたての時からこの裁判に関わってきました。水俣病患者が次々に切り捨てられる、あの認定基準はおかしいんだよ。1969年熊本地裁に提訴し、1973年に勝ちました。さらに判決直前、未認定患者を中心に救済を求めて第2次訴訟を起こしました。我々は完璧に勝ちました。認定基準は間違っていると。

高裁で負けたチツツは最高裁に上告するというが、環境庁長官だった石本さんは、「最高裁でも負けるから止めなさい」といって、高裁判決が確定しました。大臣が上告を止めるのですから、「認定基準は変えてくれますよね」といって、官僚は「そのままがいいんです。行政判断と司法判断は違うんです。」という名セリフが出てきます。色々なご意見がございました。最高裁判決を確定させないから国は従わないのだ、という意見もありました。そうなのか、そうではない、国は裁判所の命令に従う気持ちはまったくありません。国とは官僚のことです。

もう一つの名セリフ、「行政の根幹に関わる」です。何が行政の根幹に関わるのか、もろもろ等を決めるのは官僚であると。もう少し言いますと、省庁の担当課長が物事を決めると。課長の守備範囲のことは他人が口を挟むことは絶対に許さない。ましてや被害者ごときであります。行政の根幹である国の認定基準に口を挟むことには絶対許しません。

水俣病の認定基準のことで、一次訴訟判決当時の三木武夫環境庁長官に、「未認定問題が根幹の問題でその解決が重要である」と私どもは訴えました。

三木さんは、「よくわかった。未認定問題について自分もきちんと取り組む」と挨拶し退場されました。そしたら担当課長が出てきて、「あれは三木環境庁長官の発言ではありません。政治家、三木武夫の発言でございます。環境庁にはそのような方針はございません。」と、即座に言うてのけました。その後の展開は、正しく課長の言った通りになりました。未認定患者の救済なんて国は屁とも思っていない。最高裁判決でなかったからか。その後最高裁判決が何度も出ます。今度は従うよね。

違いますよ、裁判をした原告が水俣病ではないという判断が間違っていたというのが最高裁の判決です。だから裁判をした原告はすぐに認定しましたよ。裁判所の判決に従ったんです。これが国の公式見解です。

じん肺訴訟でもそうでした。最高裁で集団訴訟で初めて勝訴して国の責任を問うて謝罪しろと。応じた国の代理人である訟務検事は、「判決には従いますよ。

原告には判決で命じられたお金は支払いますが、じん肺の原因となった粉塵の責任は厚生省にあります。判決は私どもに責任があるとはしていません。」と云ってのけました。この考え方、私は日本中に被害をもたらしている元凶はここにあると思います。

物事を決めるのは官僚である自分たちだと、周りが何と言おうとも従わない、裁判所それも最高裁の命令にも従わない、これが一貫した国の姿勢です。

それでも判決の主文には形だけは従って来ました。

しかし、諫早干拓の裁判では、開門せよという福岡高裁の主文に対し、開門しないと云ってのけた、驚くべきことです。この判決を下した福岡高裁が開門しないと前提でしか和解の議論をしないという、開門を前提にした話し合いはしませんよと。7月30日の福岡高裁判決は私どもを敗訴させると平然と言いました。私は、「日本国民は絶対に許しませんよ」と啖呵を切った。裁判所と戦闘状態です。審理では私どもが圧倒しました。

(以下次号に続く)

国の意向を忖度する司法がなさない

—諫早湾干拓の「開門」をめぐる—

ジャーナリスト 松橋 隆司

国営諫早湾干拓事業(長崎県)をめぐる問題で、福岡高裁(西井和徒裁判長)は7月30日、開門調査を命じた2010年の確定判決(福岡高裁・古賀寛裁判長)を無力化する不当判決を出しました。

これを不服として開門を求めてきた原告漁業者は、最高裁に上告しました(8月10日)。判決は、確定判決による開門義務を怠ってきた国を免罪し、原告漁業者の開門請求権を無力化する一方的なものでした。



干拓事業による漁業被害を認定した確定判決を同じ高裁が形式的な法解釈だけで覆すというのは前代未聞の異常なことです。「司法の安定性はどこにいったのか」「国に忬度した異常な判決だ」など司法存立の根本が厳しく問われています。

今回の裁判は、諫早湾の閉め切り堤防の開門を命じた確定判決に基づく漁業者原告の開門請求権の取り消しを求めたもので、国は佐賀地裁で敗訴し、今回の判決はその控訴審でした。判決は、漁業者原告らの共同漁業権が、期限切れで「消滅している」として開門請求権を否定。国は確定判決に従わないために科されている制裁金の支払いも停止しました。

共同漁業権は、各漁協の組合員が一定海域で、漁業が共同でできる権利。漁業法では都道府県知事が各漁協に免許を交付し、免許期間は10年とされています。漁協が更新を申請すれば、漁業免許が交付され、代々漁業が問題なく継続されてきました。

ところが判決は、2010年の確定判決当時の漁業免許が、2013年8月末で10年の期限が切れているので、開門を請求する権利も失われているという理屈です。この理屈の矛盾点が判決当初に漁業者側弁護団から指摘されています。

確定判決は、開門の準備期間として3年間を認め、2013年12月までに開門を実施するよう命じています。2013年8月に免許が切れても、従来と同様の形で免許が交付されることを前提にしていることは明らかです。判決の理屈によれば、確定判決の開門猶予期間の設定は誤りになります。判決はこの矛盾に触れていません。

13年12月の開門猶予期限がきても、国は開門義務を履行しないため、漁業者原告は制裁金（間接強制）を申し立てました。この裁判は、佐賀地裁（14年4月）、福岡高裁（同年6月）、最高裁（15年1月）のいずれも漁業者の訴えを認めています。この間は、福岡高裁の理屈で言えば、開門請求権はすでに消滅していたこととなります。「最高裁、あなたは間違った判断をしていますよ、ということだ。」

裁判所の質はここまで低下したのか」と。馬奈木昭雄弁護団長が、この異常な判決を手厳しく批判しています。

今回の判決でさらに重大なのは、共同漁業権が10年で消滅し、免許更新後の漁業権は、別個のもので、「法的な同一性を有するものではないとするのが相当だ」との判断です。これは国が福岡高裁審理で苦しまぎれに持ち出した屁理屈をそのまま認めたものです。漁業者から「共同漁業権は、継続が前提であり、免許の更新前と同様の漁業をしており、漁業権は継続されている。判決は漁業の実態を見ない不当な判断だ」と怒りの声が上がりました。

判決では、漁業免許の更新を認めるかどうかは、都道府県知事の裁量であること強調しています。「免許が継続されるかどうかは、知事の裁量だというなら、漁民は、10年契約の社員と同様の不安定な立場に立たされます。「これでは先行きに保証がなく、船やエンジンの更新、漁具などへの投資も不安になり、後継者も育てられない。全国の漁業者にもかかわるたいへんな問題だ」と、長崎県有明漁協の松本正明組合長は訴えます。

日弁連の菊池裕太郎会長は談話を発表し、共同漁業権は「法的同一性を保っており、現在も同様の漁業が行われている」と漁業者側の主張を支持し、確定判決で3年の開門猶予期間を与えられながら、裁判所が国の開門義務を免れさせるような判断をするのは不合理であり、「司法の役割を放棄したものと云わざるを得ない」と批判しています。

馬奈木昭雄弁護団長は「今回の判決は、漁業の歴史と実態を無視し、従来の法解釈を180度変えたものだ」と指摘します。「漁民は共同漁業権ができずずっと前から代々漁業をしてきたのに、10年で消滅するなんてありえない話です。共同漁業権は、入会権や水利権と同じように法律で保護されている。勝手な法解釈でその権利を侵害することはできません。」

その漁民の権利を、この裁判官は国を勝たせるために平然と覆した」とのべ、「国に忬度する裁判官の代表選手だ」と批判しています。漁業法に詳しい法学者からも、共同漁業権が江戸時代の「海の入会の慣習」に由来し、300年以上も漁村部落の漁民集団が持ち続けている権利を「免許の存続期間を理由に否定するとは、漁業法・漁業権を知らぬにもほどがある暴挙」と指摘されています（「金曜日」）。

今回の福岡高裁の判決について、地方紙を含め新聞各社が一斉に社説や論説掲載しました。その多くが、漁業被害と開門調査の関係などの本質的な問題に判決がいったい触れずに、形式的な法解釈だけで原告漁民の開門請求権を否定したことを批判しています。そして「確定判決を長年履行せず、解決を先送りしてきた国の姿勢を容認したと言え、問題の本質に迫る司法判断を避けたと批判されても仕方のない判決といえる」（「北日本」）、あるいは確定判決を「先延ばしにしてきた国側を厳しく指弾すべきではないのか。

…司法が国側寄りの現状維持を選択しては自己否定と同じだ」（「東京」・「中日」）との指摘もあります。こうした各紙社説に加え、法律家から「暴挙」とまで言われ、最高裁の誤判を指摘されるような今回の福岡高裁の判決を、最高裁は認定するのでしょうか。

安倍政権の意向にそって原発再稼働を認める裁判所が続いています。司法の根本があちこちで問われています。国に忖度する司法がなさない。

JNEP情報(2018年10月)

IPCC、気温上昇1.5度報告書発表

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、産業革命前からの気温上昇を1.5℃にとどめる際の影響および対策の報告書が発表された。パリ協定では全体目標として産業革命前からの気温上昇を2℃にとどめることを正式目標とし、それに加えて1.5℃上昇を努力目標に定めた。今回の報告書はこのパリ協定の気温上昇1.5℃について科学的知見を示している。

産業など人間活動により、産業革命前からの気温は約1℃上昇した。このままでは2030年～2052年の間に1.5℃上昇すると警告している。

まず気温上昇1.5℃の際の影響について、2℃上昇より各分野で悪影響が小さいことを示した。

次に気温上昇1.5℃を実現するためには、世界の温室効果ガス排出量は2030年に2010年比で45%削減(40～60%の範囲)、2050年頃(2045～2055年の範囲)に実質排出量をおおむねゼロにする必要があることを示した。これは気温上昇2℃目標よりも厳しい対策で、2℃目標の場合は2030年に20%削減、実質排出ゼロは2075年(2065～2080年)になる。

今の各国の目標では2℃目標にも到底及ばず、1.5℃目標、2℃目標の実現のためには大幅な強化が必要である。対策強化の具体的な数値を示すこの報告を受け、条約会議での国際制度の議論、日本を含む各国の議論が行われる。

国連国際防災戦略

自然災害の経済損失報告を発表

国連国際防災戦略(UNISDR)は自然災害による経済損失報告を発表、「地球温暖化により異常気象は頻発、激しさを増している」とし、今後も災害の増加を警告している。

1998～2017年に世界の自然災害は2.9兆ドル(約330兆円)、そのうち気象関係の災害が77%を占めた。国別では米国が9448億ドル、中国が4922億ドル、日本は3番目で3763億ドル。額は少なくともハイチやプエルトリコなどの途上国はGDPの10%以上の被害を受けた。

丸紅石炭火力発電所新規建設撤退

既設発電所半減方針(例外あり)

大手商社・丸紅が、石炭事業縮小方針を発表した。新規石炭火力発電事業には原則として取り組まないとした。但し発電効率の高いもので日本と海外相手国の政策に合致した事業は例外だとしている。また、既存の石炭火力発電事業での設備容量を2030年までに半減させるとしている。今後は再生可能エネルギー事業を拡大するとしている。丸紅が大量に保有するとみられる海外石炭鉱山権益については不明。

丸紅は石炭事業割合が高く、NGOのダイベストメント(投資撤退)キャンペーンの対象になっていた。



伊藤弥栄子さんを悼む

公害・地球懇事務局次長 清水 滯

新婦人中央本部役員として、公害・地球懇結成に参加され、退任後も幹事を引き受け、活動されていた伊藤弥栄子さんの訃報が、同じ東京・足立区で活動していた児玉紀子さんから届きました。

7月7日に開かれた第28回環境・公害セミナーに参加されましたが、いつもながらの落ち着いた中に凜とした物腰でお話になる大先輩の姿に敬服していました。

90才を超えるご高齢にもかかわらず、癌を克服し、骨折入院の「リハビリ」にも耐えながらも「なくせ公害・守ろう地球環境」の運動を身をもって実践されていました。

そのお姿を胸に刻み、危機・困難をチャンスに変える運動に全力をつくすことを約束します。あの笑顔で見守ってください。

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーンティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-9475
FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892
URL : <http://www.jnep.jp/>

公害・地球懇 活動日誌

9月

- 1日(土)◇つどい「ミナマタとフクシマ」
- 5日(水)◇原発被害者訴訟支援
「東京・首都圏連絡会」役員会
- 7日(金)◇「牛久出前講座」打ち合わせ会議
- 10日(月)◇「パリ協定」実行タラノア対話
ワークショップ
- 11日(火)◇原子力市民委員会
「汚染水問題勉強会」
- 13日(木)◇東京あおぞら連絡会常任理事会
◇JNEP常任幹事会
◇eシフト定例会合
- 16日(日)◇沖縄県知事選挙告示
- 17日(月)◇さらば原発9.17全国集会
◇東京公害患者会・東京あおぞら連絡会
「合同会議」
- 18日(火)◇「牛久出前講座」賛同人訪問
- 19日(水)◇ノーモア・ミナマタ東京訴訟
*裁判長「1月忌避」以来
口頭弁論を再開
- 20日(木)◇建設アスベスト大阪高裁
(大阪ルート)判決
*国の責任を10度断罪、一人親方・
企業責任も認める全面勝利の判決
- 21日(金)◇「原発と人権」集会実行委員会
*10月25日の報告学習会の内容を
確定
◇「牛久出前講座」打ち合わせ会議
- 26日(水)◇東海第二原発再稼働(運転延長)の
原子力規制委員会抗議
- 27(木)~28日(金)
◇建設アスベスト厚労省前
ロングリレートーク行動
*国は上告するな! 交渉に応じよ!
と全面解決を迫る。
- 28日(金)◇「牛久出前講座」国会報告を要請
(山崎誠衆院議員)
- 30日(日)◇沖縄県知事選挙投票日
*玉城デニーさんが辺野古新基地
建設を認めない翁長知事の遺志を
引き継ぎ、県民の圧倒的な支持で圧勝。

ネモやんの福島便り

第28回：一世一代の大芝居 昭和62年・築地にて

「生業(なりわい)・福島原発訴訟」原告 根本 仁

10月6日、築地中央卸売市場で最後のセリが行なわれ、築地魚河岸は日本の台所として親しまれた83年の歴史に幕を下ろしました。この築地魚河岸を舞台にNHKのドラマ人間模様「魚河岸ものがたり」(主演:小林 薫)が放送されたのは昭和62年。築地の場内、場外でドラマロケーションを敢行したのがこの年の3月でした。

「魚河岸ものがたり」は築地という“蜃気楼のような世界”を背景とするドラマですので、ロケーションが実施できなければこのドラマを制作することは不可能でした。それでロケの半年前の昭和61年にロケマネージャー(ロケマネ)を命じられた私は、早速交渉を開始しました。特に築地場内でロケをするには管理者である東京都の了解・許可が絶対条件です。

当時の築地場内にテレビが入れる条件は厳しいものでした。ドラマの撮影はNHKも民放も全面的にお断りでした。許可の権限は職員50人ほどの部下をもつ都の係長が握っていました。そこで私は、早朝から午後1時までの市場が営業している時間帯はロケをしないことにし、市場に迷惑をかけないことで撮影許可を願い出しました。

しかし、係長の「許可せず」の基本姿勢は固いものでした。たび重なる交渉の中で私は、係長は許可するつもりは全くないと感じ取りました。そこで交渉の最後の最後、ロケがぎりぎり迫る頃に勝負を賭けようと考えました。その交渉最後と定めた日、係長が持ち出した課題をクリアした報告をしたあとに撮影許可を願い出しましたが、係長の返答はまたもや「許可せず」でした。しかし、許可が下りなければこのドラマが全て崩壊することを承知で「不許可」を明言した係長に、私は猛烈な反撃を加えました。

「係長！今私に言ったセリフをもう一度、1字1句間違いなく言ってもらおうか。この半年間、俺は係長の突きつけた課題を誠実に解決してきた。それがこの期に及んで許可しない、とはどういう見だ？『魚河岸ものがたり』というドラマを潰す気か？てめえ、俺を、NHKを舐めとんのか？！」と畳み掛けました。私から予想もしない罵声を浴びせられ、係長は目を丸くし凍りつきました。部下の職員たちはもちろん興味深々で成り行きを見つめています。多くの部下の目が注がれるのに耐え切れなくなった係長は「今日はこれでお引き取りください。改めて返事いたしますから」と言い出しました。

翌朝、自宅からかけた電話口で係長は「このドラマは“魚河岸ものがたり”という題名からして築地での撮影は止むを得ません」と許可宣言。すぐに築地仲卸組合の広報部長に「撮影許可」の報を伝えますと、「根本さん、手打ち式、手打ち式。関係者がそろって。NHKさんには弁当とNHKの記念品をお願いしたい」とのこと。それは訳も無いことでした。しかし、この大博打が失敗に終わってれば、ドラマ制作は中止に追い込まれ、半年にわたりロケ交渉に当たった私の信用失墜は逃れようのないことであっただしょう。その後数日もおかずして「手打ち式」が行なわれ、無事ロケーションが実行されました！以上が築地ロケ交渉で大芝居を打った顛末でした。

めでたし めでたし !!!

